

○公共工事の中間前払金に関する取扱要領

平成23年1月1日

施行

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の前払金に関する規程(平成11年神奈川県内広域水道企業団企業管理規程第6号。以下「規程」という。)第2条第3項に規定する認定(以下「中間前払金に係る認定」という。)に関する取扱いについて、規程に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象外工事)

第2条 次の各号に定める工事は、中間前払金に係る認定の対象としないものとする。

- (1) 地域建設業経営強化融資制度における債権譲渡承諾に関する事務取扱要領(平成21年2月9日施行)第5条に規定する債権譲渡の承諾申請が行われている工事(ただし、当該承諾申請が承諾されなかった場合を除く。)
- (2) 前払金を当該請負工事に必要な経費以外の支払に充てていることが判明した場合等、中間前払金に係る認定の対象としないものとする。

(中間前払金に係る認定請求)

第3条 中間前払金に係る認定を請求する請負人は、中間前払金に係る認定請求書(第1号様式)及び工事履行報告書(第2号様式)を、当該工事を所管する課(場、所及びセンターを含む。以下「工事担当課」という。)に提出するものとする。

(確認方法)

第4条 工事担当課長は、前条に定める書類(以下「提出書類」という。)に基づき、中間前払金に係る認定にあたって必要な事項の確認を行うものとする。

- 2 前項の確認のうち、規程第2条第2項第1号から第3号までに規定する事項に該当するとの確認については、次の各号の定めるところにより行うものとする。
 - (1) 中間前払金に係る認定請求があった時点において、工期又は請負金額の変更契約が締結されている場合にあっては、契約変更後の工期及び請負金額を基に確認を行うものとする。
 - (2) 工事現場等に搬入された検査済の材料等があるときは、その額を認定対象とする出来高に含めることができるものとする。
 - (3) 提出書類に記載された内容に疑義があるときは、工事担当課長は請負人に対して、根拠となる資料の提示等を求めることができる。

(中間前金払に係る認定又は不認定)

第5条 工事担当課長は、前条の確認を行った後、提出書類の写しを契約検査課長に送付し、その結果を報告するものとする。

- 2 契約検査課長は、前項の報告に基づき、中間前払金の支払対象者に該当すると認められる場合は、中間前金払に係る認定調書(第3号様式)を、中間前払金の支払対象者に該当すると認められない場合は、中間前金払に係る不認定調書(第4号様式)を請負人に交付するものとする。
- 3 前項の規定による認定又は不認定に係る通知は、提出書類の受領の日から7日以内に行うものとする。ただし、やむを得ない場合にあっては、請負人に連絡するものとする。

(中間前払金の支払金額)

第6条 中間前払金の支払金額は、規程第2条第2項の規定に基づき、請負金額の2割を超えない範囲内とする。ただし、中間前金払に係る認定請求があった時点において、請負金額が増額又は減額となる変更契約を締結している場合にあっては、次の各号に定める範囲内とする。

- (1) 請負金額が増額となる変更契約を締結している場合にあっては、契約変更後の請負金額の2割を超えない範囲内とする。
- (2) 請負金額が減額となる変更契約を締結している場合にあっては、契約変更後の請負金額に10分の6を乗じて得た額から、既に支払った前払金額を差し引いて得た額を超えない範囲内とする。
- 2 前項に規定する中間前払金の支払金額は、前条第2項に定める中間前金払に係る認定調書に記載するものとする。
- 3 繼続費又は債務負担行為に係る契約の中間前払金の支払金額に関する第1項の規定の適用については、同項中「請負金額」とあるのは「当該会計年度における出来高予定額」と、「前払金額」とあるのは「当該会計年度における前払金額」と読み替えるものとする。ただし、規程第11条の規定により、契約を締結した会計年度に翌会計年度以降分の前払金を含めて前金払する場合にあってはこの限りでない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、中間前金払に係る認定に關し必要な事項は、総務部長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成23年1月1日から施行する。
- 2 この要領の規定は、この要領の施行日以後の公告に係る契約について適用し、同日前の公告に係る契約については、なお従前の例による。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

第1号様式(第3条関係)～第4号様式(第5条関係)は省略